2　前項の表第一号及び第二号の特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。

一　特定核燃料物質の防護のための区域（以下「防護区域」という。）を定め、当該防護区域を鉄筋コンクリート造りの障壁等の堅固な構造の障壁によつて区画し、及び適切かつ十分な監視を行うことができる装置を当該防護区域内に設置すること。

［二～四　略］

五　防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域への人の立入りについては、次に掲げる措置を講ずること。

イ　業務上防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に常時立ち入ろうとする者については、当該防護区域、当該周辺防護区域又は当該立入制限区域への立入りの必要性を確認の上、当該者に当該立入りを認めたことを証明する書面等（以下この項において「証明書等」という。）を発行し、当該立入りの際に当該証明書等を所持させること。

［ロ・ハ　略］

［六～十六　略］

十七　特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関し、次に掲げる措置を講ずること。

［イ～ニ　略］

ホ　見張人の詰所に第五号ロに規定する証明書等を所持する者が立ち入る場合は、常時立入者を同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。

十八　火災等により見張人の詰所が使用できない場合に備えて、次に掲げる措置を講ずること。

イ　見張人が常時監視できる装置を備えた監視所（以下「監視所」という。）を設置すること。

ロ　見張りを行つている見張人と監視所との間における連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。

ハ　防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に連絡のための設備を設置し、監視所への連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。

ニ　監視所から関係機関への連絡は、定期的に、二以上の連絡手段により、かつ容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。

ホ　監視所に第五号ロに規定する証明書等を所持する者が立ち入る場合は、常時立入者を同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。

十九　特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項は、当該事項を知る必要があると認められる者以外の者に知られることがないよう管理すること。この場合において、特に、次に掲げる特定核燃料物質の防護に関する秘密については、秘密の範囲及び業務上知り得る者（以下この項において単に「業務上知り得る者」という。）の指定その他の特定核燃料物質の防護に関する秘密の管理の方法を定めることにより、その漏えいの防止を図ること。

［イ～リ　略］

［二十～二十二　略］

2　前項の表第一号及び第二号の特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。

一　特定核燃料物質の防護のための区域（以下「防護区域」という。）を定め、当該防護区域を鉄筋コンクリート造りの障壁等の堅固な構造の障壁によつて区画すること。

［二～四　同上］

五　防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域への人の立入りについては、次に掲げる措置を講ずること。

イ　業務上防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に常時立ち入ろうとする者については、当該防護区域、当該周辺防護区域又は当該立入制限区域への立入りの必要性を確認の上、当該者に当該立入りを認めたことを証明する書面等（以下この号において「証明書等」という。）を発行し、当該立入りの際に当該証明書等を所持させること。

［ロ・ハ　同上］

［六～十六　同上］

十七　特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関し、次に掲げる措置を講ずること。

［イ～ニ　同上］

［号の細分を加える。］

十八　火災等により見張人の詰所が使用できない場合に、見張人が見張人の詰所以外の場所から常時監視を行い、前号ロから二までに掲げる措置と同等以上の措置を講ずること。

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

十九　特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項は、当該事項を知る必要があると認められる者以外の者に知られることがないよう管理すること。この場合において、特に、次に掲げる特定核燃料物質の防護に関する秘密については、秘密の範囲及び業務上知り得る者の指定その他の特定核燃料物質の防護に関する秘密の管理の方法を定めることにより、その漏えいの防止を図ること。

［イ～リ　同上］

［二十～二十二　同上］